

租税特別措置法の改正について (清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例)

「所得税法等の一部を改正する法律」が、平成 20 年 4 月 30 日に公布され、「清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条）」及び「ビールに係る酒税の税率の特例（同法第 87 条の 6）」については、それぞれ適用期限が延長されました。

これにより、平成 20 年 4 月 1 日以後に製造場から移出されたものについて、酒税の税率の特例が適用されます。

(注) 特例の対象となる製造者の範囲及び特例の適用限度数量は、従前のおりです。

1 清酒等に係る酒税の税率の特例

租税特別措置法第 87 条に規定されている「清酒等に係る酒税の税率の特例」については、次表のとおり軽減割合の見直しを行った上、その適用期限が 5 年（平成 25 年 3 月 31 日まで）延長されました。

【対象となる酒類に係る軽減割合】

対象となる酒類の品目	軽減割合					
	改正前 (19 年度)	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
清酒 連続式蒸留しょうちゅう 単式蒸留しょうちゅう	25%	25%	25%	25%	20%	20%
果実酒	30%					
合成清酒、発泡酒	30%	25%	25%	20%	15%	10%

(注) 発泡酒のうち「原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 50%以上のもの」又は「アルコール分が 10 度以上のもの」は、従前と同様にこの特例措置の対象になりません。

2 ビールに係る酒税の税率の特例

租税特別措置法第 87 条の 6 に規定されている「ビールに係る酒税の税率の特例」については、次表のとおりその適用期限が 2 年延長されました。

【対象となる軽減期間及び軽減割合】

ビールの製造免許を受けた年月日	軽減期間	軽減割合
平成 17 年 3 月 31 日以前	平成 22 年 3 月 31 日まで	20%
平成 17 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日までの間	初めてビールの製造免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日まで	20%

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。